

国立大学法人富山大学不動産等管理事務取扱細則

平成17年10月1日制定
平成23年10月1日改正
平成29年3月29日改正
平成30年2月14日改正
令和4年6月8日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 管理及び処分（第5条～第23条）
 - 第1節 維持及び保存（第5条～第7条）
 - 第2節 取得（第8条～第10条）
 - 第3節 移管（第11条）
 - 第4節 使途変更及び不用の決定（第12条，第13条）
 - 第5節 売払い（第14条）
 - 第6節 借入れ（第15条，第16条）
 - 第7節 境界査定（第17条～第20条）
 - 第8節 雑則（第21条～第23条）
- 第3章 台帳及び図面（第24条～第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 [国立大学法人富山大学固定資産管理規則](#)（以下「規則」という。）第40条の規定に基づき、[不動産等管理事務取扱細則](#)（以下「細則」という。）を次のように定める。

（通則）

- 第2条 固定資産のうち、規則別表第1の種類欄で表記している不動産，船舶及び知的財産（以下「不動産等」という。）の管理及び処分については、[国立大学法人富山大学会計規程](#)（以下「会計規程」という。）及び規則で定めるもののほか，この細則の定めるところによる。
- 2 知的財産について必要な事項は，国立大学法人富山大学知的財産ポリシーに定めるところによる。

（定義）

- 第3条 この細則において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
- （1） 管理 規則第1条に定める管理をいう。
 - （2） 取得 規則第6条第1号に定める取得をいう。

- (3) 移管 規則第6条第3号に定める移管をいう。
- (4) 処分 規則第6条第4号に定める処分をいう。
- (5) 資産管理責任者等 規則第8条に定める資産管理責任者及び分任資産管理責任者をいう。
- (6) 使用責任者 規則第10条第1項に定める使用責任者をいう。

(不動産等の区分, 種目)

第4条 規則別表第1に規定する資産のうち, 不動産等については区分の細目として種目を設けるものとする。

- 2 規則第9条第4号に規定する固定資産台帳(以下「台帳」という。)に登録すべき不動産等の区分及び種目は, 別に定める。

第2章 管理及び処分

第1節 維持及び保存

(不動産の監守)

第5条 使用責任者は, 所属の職員のうちから不動産監守者(以下「監守者」という。)を定め, その所属する不動産等を監守させなければならない。

- 2 使用責任者は, 必要があるときは, 所属の職員のうちから不動産補助監守者(以下「補助監守者」という。)を定め, 当該監守者の事務を補助させることができる。

- 3 使用責任者は, 第1項の規定により監守者を定めたときは, 次の各号に掲げる事項を資産管理責任者等に報告しなければならない。

- (1) 担当する監守区域並びに当該監守区域内の土地及び建物の数量
- (2) 監守者の職名及び氏名
- (3) 指定年月日
- (4) 監守者を指定した事由
- (5) その他必要と認める事項

- 4 使用責任者は, 前項第1号に規定する監守区域を変更したときは, 次の各号に掲げる事項を資産管理責任者等に報告しなければならない。

- (1) 新旧監守区域並びに当該監守区域内の土地及び建物の数量
- (2) 監守者の職名及び氏名
- (3) 変更した年月日
- (4) 変更した事由
- (5) その他必要と認める事項

- 5 学長は, 監守者及び補助監守者の指定基準を別に定めるものとする。

(不動産等の監守計画)

第6条 使用責任者は, 本学に所属する不動産等の監守については, 分類, 種類, 区

分、種目、位置、面積、建物等の構造及び配置状況、監守の事務に従事する職員の数、寄宿舍並びに宿舍（[国立大学法人富山大学宿舍規則](#)（平成17年10月1日制定）に規定する宿舍）の位置等を勘案し、監守区域、火災予防の措置その他監守の方法等を明らかにした監守計画を定めなければならない。

- 2 学長は、使用責任者の作成する監守計画について、必要な調整をするものとする。
- 3 学長は、監守計画策定の基準を別に定めるものとする。

（監守者の責務）

第7条 監守者は、使用責任者の指揮監督を受け、その担当する不動産等の監守に関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 不動産等の利用状況の点検
- （2） 火気使用の箇所及びその周辺の火災予防措置の徹底
- （3） 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- （4） 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- （5） 消火器具の点検
- （6） 防火用水の点検
- （7） 避雷装置の点検
- （8） 屋根及びといのき損状況の点検
- （9） 排水施設の点検
- （10） 土地の境界標その他標識類の点検
- （11） その他監守上必要と認める事項

第2節 取得

（購入）

第8条 使用責任者は、土地又は建物（土地又は建物以外のもので、土地又は建物と一体となっているものを含む。）を購入しようとするときは、当該資産について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を資産管理責任者等を経由し、学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- （1） 所在地及び地番
 - （2） 購入しようとする事由
 - （3） 土地の地目及び地積又は建物の種目、名称、構造及び面積
 - （4） 購入しようとする土地及び建物に対する地上権、抵当権、賃借権その他権利の設定状況
 - （5） 相手方の住所、氏名
 - （6） 予定購入価格
 - （7） 予算額及び経費の支出科目
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1） 資産管理責任者等の評価調書その他適当な機関の評価調書の写し

- (2) 土地についてその付近に売買実例があるときは、その売買実例調書及び付近土地精通者の意見書
- (3) 登記簿謄本
- (4) 相手方が、土地及び建物の売却について、議決機関の議決を必要とする団体又は法令の規定に基づき許可、許認可の手続を必要とする者であるときは、議決書の写し又は手続をしたことを証する書類の写し
- (5) 売買契約書案及び相手方の売渡承諾書の写し
- (6) 案内図、土地図、配置図及び建物図（以下「標準図面」という。）並びに公図及び利用計画図
- (7) その他参考となる書類

（交換）

第9条 使用責任者は、土地、土地の定着物又は建物（以下この条において「土地等」という。）を交換しようとするときは、当該土地等について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を資産管理責任者等を経由し、学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 交換をしようとする事由
- (2) 交換を受けようとする土地等の所在地及び地番
- (3) 交換を受けようとする土地の地目及び地積、土地の定着物の種目及び数量又は建物の種目、名称、構造及び面積
- (4) 交換を受けようとする土地等に対する地上権、抵当権、賃借権その他権利の設定状況
- (5) 交換に供する土地等の台帳記載事項
- (6) 交換差金がある場合は、その金額及び納付又は支払の時期
- (7) 相手方の住所及び氏名

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資産管理責任者等の評価調書その他適当な機関の評価調書の写し
- (2) 交換を受けようとする土地等の登記簿謄本
- (3) 相手方が、土地等の交換について、議決機関の議決を必要とする団体又は法令の規定に基づき許可、許認可の手続を必要とする者であるときは、議決書の写し又は手続をしたことを証する書類の写し
- (4) 交換契約書案及び相手方の交換承諾書の写し
- (5) 標準図面、公図及び利用計画図
- (6) その他参考となる書類

（寄附）

第10条 使用責任者は、土地、建物（土地又は建物以外のもので、土地又は建物と一体となっているものを含む。）立木、船舶、地上権等（規則別表第1の区分欄に規定する地上権等をいう。以下同じ。）の寄附を受けようとするときは、当該土地、建物、立木、船舶又は地上権等について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請

書を資産管理責任者等を経由し、学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 所在地及び地番、船籍港名及び停泊地名
 - (2) 寄附を受けようとする事由
 - (3) 土地の地目及び地積、建物の種目、名称、構造及び面積又は立木の数量
 - (4) 船舶の種類、名称、船質、総トン数並びに機関及び推進機の種類及び数又は帆装
 - (5) 寄附を受けようとする土地、建物、立木、船舶又は地上権等に対する地上権、
抵当権、賃借権その他権利の設定状況
 - (6) 船舶の進水年月日
 - (7) 寄附者及び土地所有者の住所及び氏名
 - (8) 権利設定の期間
 - (9) 寄附受領後に要する予定経費及びその支出科目
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 資産管理責任者等の評価調書その他適当な機関の評価調書の写し
 - (2) 登記簿謄本又は登録原簿謄本
 - (3) 寄附申込書の写し
 - (4) 寄附者が、土地、建物、船舶の寄附について、議決機関の議決を必要とする団体又は法令の規定に基づき許可、許認可の手続を必要とする者であるときは、
議決書の写し又は手続をしたことを証する書類の写し
 - (5) 権利の設定契約書案
 - (6) 土地、建物、立木又は地上権等については、標準図面、公図及び利用計画図
船舶については船型図
 - (7) その他参考となる書類

第3節 移管

(移管)

第11条 使用責任者は、土地、建物（土地又は建物以外のもので、土地又は建物と一体となっているものを含む。）又は船舶の移管を受けようとするときは、当該移管について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を資産管理責任者等に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 台帳記載事項
 - (2) 移管を受けようとする事由
 - (3) 移管を受けた後に要する予定経費及び支払勘定科目
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該不動産を監守する使用責任者の承諾書の写し
 - (2) 標準図面及び利用計画図
 - (3) その他参考となる事項

第4節 使途変更及び不用の決定

(使途変更)

第12条 使用責任者は、土地又は建物（土地又は建物以外のもので、土地又は建物と一体となっているものを含む。）の使途を変更しようとするときは、当該使途変更について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を資産管理責任者等に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 使途変更前の台帳記載事項
- (2) 使途変更後の台帳記載事項
- (3) 使途を変更しようとする事由
- (4) 予算額及び経費の支払勘定科目

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 標準図面及び利用計画図
- (2) その他参考となる書類

(不用の決定)

第13条 資産管理責任者等は、土地、建物（土地又は建物以外のもので、土地又は建物と一体となっているものを含む。）又は船舶の不用決定をしようとするときは、当該不用決定について次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 台帳記載事項
- (2) 不用決定をしようとする事由
- (3) 不用決定の予定時期
- (4) 不用決定後の措置

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 標準図面
- (2) その他参考となる書類

第5節 売払い

(売払い)

第14条 資産管理責任者等は、土地、使用に堪えない建物、建物附属設備、構築物及び船舶で前条の規定により不用決定したものについて売払いをしようとするときは、当該売払いについて次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 台帳記載事項及び売払いをしようとする部分の数量
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 売払いをしようとする理由
- (4) 売払代金
- (5) 売払評価調書

- (6) 相手方の利用計画
 - (7) その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 標準図面
 - (2) 測量士又は土地家屋調査士の作成にかかる求積図がある場合は当該求積図
 - (3) その他参考となる書類

第6節 借入れ

(借入れ)

第15条 使用責任者は、土地の借入れをしようとする場合は、当該借入れについて次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を資産管理責任者等に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 土地の所在及び地番
 - (2) 土地の面積
 - (3) 用途及び借入れをしようとする事由
 - (4) 借入期間及び借入料
 - (5) 有償のときは予算額及び経費の支払勘定科目、無償のときは無償の根拠
 - (6) 相手方の住所及び氏名
 - (7) その他参考となる事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 借入の契約書、使用承認書等の案
 - (2) 相手方の承諾書の写し
 - (3) 借入料の算定調書（算定の根拠となる書類を含む。）
 - (4) 公図及び登記簿謄本
 - (5) 案内図、配置図、建物平面図、実測図及び利用計画図
 - (6) その他参考となる書類

(重要財産の処分)

第16条 資産管理責任者等は、重要財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び評価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 国立大学法人等の業務運営上支障がない旨及びその理由

第7節 境界査定

(境界確定の協議)

第17条 学長は、本学が所有する不動産の境界が明らかでないため、その管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き同項の通知に従い、その場所に立ち会って境界の確定につき、協議しなければならない。

3 第1項の協議が整った場合には、学長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4 第1項の協議が整わない場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界確定に係る通知)

第18条 前条第1項の規定による通知は書面で行うものとし、立会期日の少くとも10日前までに当該隣接地の所有者に到達するようにしなければならない。ただし、その者が承諾した場合には、この限りでない。

(境界確定書)

第19条 第17条第3項の書面には、次に掲げる事項を記載し、学長及び隣接地の所有者が記名押印しなければならない。

- (1) 境界を確定した不動産及び隣接地の所在
- (2) 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所
- (3) 立会期日及び協議がととのった期日
- (4) 境界標の番号及び位置
- (5) その他参考となるべき事項

(境界標等の設置)

第20条 第17条第3項の規定による境界確定の協議が整った場合には、当該境界を明らかにするため、境界線上の重要な箇所に堅固な境界標を、必要と認める箇所に標識を設置しなければならない。

第8節 雑 則

(土地及び建物の登記)

第21条 資産管理責任者は、土地を取得した場合において、その地番中首位にあるものをもって、当該土地の地番として合筆の登記手続きをしなければならない。

2 資産管理責任者は、建物を取得し、移築し、改築し、若しくは移転した場合で権利の保全のため必要と認めるものについては、登記手続きをしなければならない。

ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、当該建物に固定資産税が課されないものについては、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定に基づき、新築建物の表示登記申請手続及び建物の滅失登記申請手続を行わないこと

ができる。

（土地の譲渡に関する報告）

第22条 学長は、法人法施行規則に規定する土地の譲渡に関する報告書を、当該譲渡を行った事業年度の2月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

（不動産等の滅失又はき損の報告）

第23条 監守者は、不動産等を滅失し、又はき損したときは、速やかにその旨を所属する使用責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた使用責任者は、状況を明らかにした書類を添付し、資産管理責任者等に報告しなければならない。

3 資産管理責任者等は、次に掲げる事項を記載した報告書に必要な図面その他の関係書類を添付して学長に報告しなければならない。

- （1）当該不動産等の台帳記載事項
- （2）滅失又はき損の原因
- （3）当該不動産等の区分、数量及び被害の程度
- （4）損害見積価額及び復旧可能なものについては復旧費見込額
- （5）き損した不動産等の保全又は復旧のためにとった応急措置
- （6）その他参考となるべき事項

第3章 台帳及び図面

（台帳の記載）

第24条 資産管理責任者等は、規則第34条第1項の規定に基づき、本学が所有する不動産等につき、取得、移管、処分その他の理由により変動があった場合は、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

2 台帳は、その分類及び種類ごとに、これを調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）区分及び種目
- （2）所在
- （3）数量
- （4）価格
- （5）得喪変更の年月日及び事由
- （6）その他必要な事項

3 第27条第2項に規定する工業所有権について、同項に規定する取得費用が貸借対照表に計上する基準額未満の場合においては、第1項の規定にかかわらず、補助簿等をもって充てるものとする。

（台帳記載の時期）

第25条 資産管理責任者等は、不動産等について次の各号に掲げる事由があった場合

は、それぞれ次の各号に定める時期に異動年月日その他必要な事項を台帳に記載しなければならない。

- (1) 購入、寄附、交換、売払い等所有権の取得又は喪失に係るものについては、その所有権の得喪のとき。
- (2) 移管については、受渡しのとき。
- (3) 売払い、貸付け又は取りこわしの目的をもってする不用決定については、取りこわしたとき。
- (4) 請負による建物の新築、増築、改築、移築、修繕（規則第21条に規定する資本的支出に限る。以下同じ。）、模様替又は復旧、構築物の新設、増設、改設、移設、又は修繕、模様替又は復旧については、竣功検査を完了し、引渡しを受けたとき。
- (5) 前各号以外のものについては、当該不動産等の異動があったとき。

（台帳記載の証拠書類）

第26条 前条の台帳の記載は、次の各号に掲げる証拠書類に基づいて行わなければならない。

- (1) 前条第1号の場合は、契約書若しくはこれに準ずる書類又は引渡しを証する書類
- (2) 前条第2号の場合は、受渡証書
- (3) 前条第3号の場合は、取りこわしの決議書
- (4) 前条第4号の場合は、引渡しを証する書類
- (5) 滅失き損の場合は、監守者の滅失き損を確認する書類
- (6) 前各号以外の場合は、当該不動産等の異動を確認する書類

（台帳価格）

第27条 不動産等を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは規則第16条に規定する取得価額を、新設及び増設に係るものについては規則第17条に規定する取得価額を、現物出資に係るものは規則第18条第2項に規定する取得価額を、交換に係るものは規則第19条第2項に規定する取得価額、又は交換当時における評定価格を、寄附に係るものは規則第20条に規定する取得価額を、その他のものにあつては次に定めるところによりこれを定めなければならない。

- (1) 土地については、類地の時価を考慮して算定した金額
 - (2) 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格
- 2 第2条に規定する知的財産のうち、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）については、出願料、弁理士費用等の取得費用

（台帳付属図面）

第28条 台帳には、当該台帳に登録される土地、建物及び地上権等についての図面を

付属させておかなければならない。

- 2 前項に定める図面は、建築基準法その他関係法令により作成されたものとする。
- 3 台帳に登録される立木竹及び構築物については、必要と認める図面を付属させることができる。

(増減事由)

第29条 台帳には、必要に応じて増減事由を記載することができるものとする。

(端数計算)

第30条 第27条の場合において、台帳に登録すべき価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。